

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られ、この「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み（課税事業者向け・免税事業者向け）

2 説明会の日程（事前予約制：申込期限は、開催日の前日まで）

日 時	開 催 場 所	定員	連絡（事前予約）先
令和5年10月17日（火） 10時00分～11時30分	成田税務署 1階会議室 成田市加良部1-15	30名	成田税務署 個人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線213）
令和5年11月7日（火） 10時00分～11時30分		30名	成田税務署 法人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線415）
令和5年12月1日（金） 10時00分～11時30分		30名	成田税務署 個人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線213）

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

